

令和 8 年 8 月 1 日

化学物質評価研究機構約款の変更に関するお知らせ

一般財団法人化学物質評価研究機構

平素より一般財団法人化学物質評価研究機構のサービスをご利用いただき、誠にありがとうございます。

このたび、本機構が受託する業務に関する契約条件の明確化及び取扱いの見直しを目的として、「化学物質評価研究機構約款」を変更します。

主な変更内容は、校正業務の追加、電子メール・電子署名等による契約手続の明確化、秘密情報及び報告書等の取扱いの見直し、知的財産権等に関する規定の追加、反社会的勢力の排除、個人情報の取扱い、約款の変更、準拠法及び合意管轄に関する規定の追加等です。

変更後の約款は、2026 年 10 月 1 日より適用します。

詳細につきましては、以下の「化学物質評価研究機構約款」及び「新旧条文対照表」をご確認ください。

今後とも、一般財団法人化学物質評価研究機構をよろしくお願い申し上げます。

添付資料

新旧条文対照表

化学物質評価研究機構約款

以 上

化学物質評価研究機構約款の新旧条文対照表

	新	旧
前文	本約款は、一般財団法人化学物質評価研究機構（以下「CERI」という。）が委託者から受託する試験・検査・分析・測定・解析・評価・調査・ <u>校正</u> 及びコンサルティング（以下「本業務」という。）を遂行するために必要な、委託者とCERIとの基本的な合意事項です。	本約款は、一般財団法人化学物質評価研究機構（以下「C E R I」という。）が委託者から受託する試験・検査・分析・測定・解析・評価・調査及びコンサルティング（以下「本業務」という。）を遂行するために必要な、委託者とC E R Iとの間の基本的な合意事項です。
適用	（適用） 第1条 委託者及びCERIは、第2条によって成立した <u>本約款（本約款に関係した個別契約を含む）</u> による契約に従って本業務を履行するものとします。 2. 前項の場合において、個別契約の定めが本約款の定めるところと相違する場合は、その部分に限り、個別契約の定めが優先されるものとします。	（適用） 第1条 委託者及びC E R Iは、第2条で成立した <u>個別契約</u> によるほか、本約款に従って契約を履行するものとします。 2. 前項の場合において、個別契約の定めが本約款の定めるところと相違する場合は、その部分に限り、個別契約の定めが優先されるものとします。
契約の成立	（契約の成立） 第2条 本業務の委受託に関する <u>契約</u> は、次の各号のいずれかに該当した場合に成立するものとします。 （1） <u>委託者からの書面又は電子メール等による申込（CERI所定の試験依頼書等）に対し、CERIがこれを書面又は電子メールにより承諾したとき</u> （2） <u>校正業務において委託者からの書面又は電子メールによる申込（CERI所定の試験依頼書等）を受けたとき（ただし、正当な理由がある場合を除く）</u> （3） <u>委託者とCERIとの間で書面又は電子署名を付した電磁的記録により契約書を作成・締結したとき</u>	（ <u>個別契約</u> の成立） 第2条 本業務の委受託の <u>個別契約</u> は、次の各号のいずれかに該当した場合に成立するものとします。 （1） <u>委託者とC E R Iとの間で契約書を作成・締結したとき</u> （2） <u>委託者からの申込（C E R I所定の試験依頼書等）に対し、C E R Iがこれを書面により承諾したとき</u>
支払	（ <u>支払</u> ） 第3条 本業務の委託料の <u>支払</u> は、別段の合意が <u>ない</u> 限り、以下のとおりとします。 （1） <u>支払</u> 条件：前金（委託料の <u>支払</u> 完了がCERIの業務開始の条件となる）とし、契約成立後直ちに支払うものとする。ただし、 <u>委託者が継続的に業務を依頼して</u> いる場合は、この限りでは <u>ない</u> 。この場合、 <u>本業務終了後速やかに全額を支払うものとする</u> 。 （2） <u>支払</u> 方法：原則としてCERIの指定する銀行口座に振り込むものと <u>する</u> 。振込手数料は、委託者の負担と <u>する</u> 。	（ <u>支払い</u> ） 第3条 本業務の委託料の <u>支払い</u> は、別段の合意が <u>無い</u> 限り、以下のとおりとします。 （1） <u>支払い</u> 条件：前金（委託料の <u>支払い</u> 完了がC E R Iの業務開始の条件となる）とし、 <u>個別契約成立後直ちに支払うものとします</u> 。ただし、継続的に業務を依頼 <u>されている</u> 場合は、この限りでは <u>ありません</u> 。この場合、業務終了後速やかに全額を支払うものと <u>します</u> 。 （2） <u>支払い</u> 方法：原則としてC E R Iの指定する銀行口座に振り込むものと <u>します</u> 。振込手数料は、委託者の負担と <u>します</u> 。
秘密保持	（秘密保持） 第4条 CERIは、本業務の内容、結果及び委託者から開示された技術情報（試料を含む）のうち秘密と指定された事項（ <u>口頭開示の場合は、開示後30日以内に委託者の秘密である旨及びその内容を書面又は電子メールでCERIに通知されたものに限り</u> ）に関して秘密を厳守し、委託者の書面 <u>又は電子メール</u> による事前の同意なしには、これらを本業務以外の目的には使用せず、かつ第三者に開示又は <u>漏えい</u> しないものとします。ただし、次の各号のいずれかに該当するものはこの限りではありません。 （1）委託者から開示を受けた際、既に公知又は公用となっていたもの （2）委託者から開示を受けた際、既に自ら保有していたことを立証しうるもの （3）委託者から開示を受けた後に、CERIの責によらないで公知又は公用となったもの （4）CERIが正当な権利を有する第三者から合法的にかつ秘密保持義務を負うことなく入手したもの （5）CERIが独自に開発したことを立証しうるもの 2. 本条第1項の規定にかかわらず、CERIは委託者の事前承認を得て、本業務の全部又は一部を第三者に再委託するときは、再委託に必要な技術情報を当該委託先に開示できます。ただし、CERIは、当該再委託先に対して、CERIが前項の規定に <u>基づ</u> き負担する義務と同様の義務を負担させるものとします。	（秘密保持） 第4条 C E R Iは、本業務の内容、結果及び委託者から開示された技術情報（試料を含む）のうち秘密と指定された事項に関して秘密を厳守し、委託者の書面による事前の同意なしには、これらを本業務以外の目的には使用せず、かつ第三者に開示又は <u>漏洩</u> しないものとします。ただし、次の各号のいずれかに該当するものはこの限りではありません。 （1）委託者から開示を受けた際、既に公知又は公用となっていたもの <u>。</u> （2）委託者から開示を受けた際、既に自ら保有していたことを立証しうるもの <u>。</u> （3）委託者から開示を受けた後に、C E R Iの責によらないで公知又は公用となったもの <u>。</u> （4）C E R Iが正当な権利を有する第三者から合法的にかつ秘密保持義務を負うことなく入手したもの <u>。</u> （5）C E R Iが独自に開発したことを立証しうるもの <u>。</u> 2. 本条第1項の規定にかかわらず、C E R Iは委託者の事前承認を得て、本業務の全部又は一部を第三者に再委託するときは、再委託に必要な技術情報を当該委託先に開示できます。ただし、C E R Iは、当該再委託先に対して、C E R Iが前項の規定に <u>もとづ</u> き負担する義務と同様の義務を負担させるものとします。
試料・情報等の提供	（試料・情報等の提供） 第5条 委託者は、定められた期日までに、本業務に必要な試料、技術情報及び資料をCERIに無償で提供するものとします。 2. 委託者から試料等の特別な取扱い、 <u>保存条件等の指定がなく、これを原因として事故が発生した場合は、その責は全て委託者が負うものとします</u> 。	（試料・情報等の提供） 第5条 委託者は、定められた期日までに、本業務に必要な試料、技術情報及び資料をC E R Iに無償で提供するものとします。 2. 委託者から試料等の特別な取扱い <u>や</u> 保存条件等の指定がなく、これを原因として事故が発生した場合は、その責は全て委託者が負うものとします。
終了後の措置	（終了後の措置） 第6条 CERIは、本業務終了後速やかに、試料及び返還を条件に提供を受けた技術情報を委託者に返還します。ただし、 <u>あらかじめ両者間で処分方法を取り決めた場合は、その方法によるものとします</u> 。	（終了後の措置） 第6条 C E R Iは、本業務終了後速やかに、試料及び返還を条件に提供を受けた技術情報を委託者に返還します。ただし、 <u>予め両者間で処分方法を取決めた場合は、その方法によるものとします</u> 。

化学物質評価研究機構約款の新旧条文対照表

報告書等	（報告書等） 第7条 CER Iは、定められた期日までに本業務の結果を報告書、証明書等（以下「報告書等」という。）として作成し、委託者に提出するものとします。<u>なお、報告書等の提出をもって本業務の終了とします。</u> 2. CER Iは、報告書等の写しを控え（電磁的記録を含む）として作成し、<u>別段の定めがない限り、報告書等の提出後3年間保管し、その他本業務に関する記録等は報告書等の提出後1年間保管するものとします。</u> 3. 前2項の規定にかかわらず、<u>化学物質安全センターを窓口として実施するGLP試験業務及び安全性評価技術研究所の信頼性保証対応業務</u>については、報告書等の写しを委託者に提出するものとし、別段の定めがない限り、<u>化学物質安全センターを窓口として実施するGLP試験業務は適用GLPに定める期間、安全性評価技術研究所の信頼性保証対応業務は本業務の終了後3年間、報告書等を保管するものとします。</u> 4. <u>報告書等の提出は書面によるものは郵便等、電磁的記録によるものは電子メール等により行います。</u> 5. 委託者は、報告書等をカタログ、インターネット等で公表する場合には、事前にCER Iの書面又は電子メール等による承認を得るものとします。	（報告書） 第7条 CER Iは、定められた期日までに本業務の結果を報告書として作成し、委託者に提出するものとします。 2. CER Iは、報告書の写しを控として作成し、報告書提出後3年間保管し、その他本業務に関する記録等は報告書提出後1年間保管するものとします。 3. 前2項の規定にかかわらず、<u>化学物質安全部門の業務</u>については、報告書の写しを委託者に提出するものとし、別段の定めがない限り、<u>報告書を本業務の終了後3年間保管するものとします。</u> 4. 委託者は、報告書をカタログやインターネット等に転載する場合には、事前にCER Iの書面による承認を得るものとします。
知的財産権等の帰属	（知的財産権等の帰属） 第7条の2 本業務の実施に基づく報告書等の著作権は、別段の合意がない限り、CER Iに帰属します。本業務の実施に基づく発明、考案、意匠等の成果について、特許出願、実用新案登録出願、意匠登録出願等の出願を希望する場合には、相手方にその旨を通知して協議の上、必要な場合には別途契約を締結するものとします。	
責任	（責任） 第8条 CER Iは、本業務に関してCER Iの責めに帰すべき事由によって委託者に損害を与えたときは、CER Iは委託者と協議の上、次のいずれかの方法により必要な補償をします。 （1）CER Iの費用負担のもとに本業務をやり直す。 （2）委託者から支払われた委託料を限度として委託者が被った損害を賠償する。 2. 前項に関する請求権の行使可能期間は、本約款の有効期間終了後1年以内とします。	（責任） 第8条 CER Iは、本業務に関してCER Iの責に帰すべき理由によって委託者に損害を与えたときは、CER Iは委託者と協議の上、次のいずれかの方法により必要な補償をいたします。 （1）CER Iの費用負担のもとに本業務をやり直す。 （2）委託者から支払われた委託料を限度として委託者が被った損害を賠償する。 2. 前項に関する請求権の行使は、本約款の有効期間終了後1年以内とします。
結果の利用等	（結果の利用等） 第9条 委託者が本業務の結果を利用することにより生じた損害については、CER Iは一切責任を負わないものとします。 2. <u>CER Iの責めに帰すべき事由がない限り、CER Iは本業務の結果が、第三者の知的財産権に抵触しないことを保証しません。</u>	（結果の利用等） 第9条 委託者が本業務の結果を利用することにより生じた損害については、CER Iは一切責任を負わないものとします。 2. CER Iは、<u>本業務の結果が第三者の知的財産権に抵触しないことを保証するものではありません。</u>
契約の変更・解約	（契約の変更・解約） 第10条 委託者及びCER Iは、やむを得ない事情によって契約の履行が困難な事態が生じたときは、相手方と協議の上、その同意を得て、契約を変更又は解約することができるものとします。 2. 本業務の中止・解約に際しては、それまでに要した費用について、両者間で協議の上、その措置を決定するものとします。	（個別契約の変更・解約） 第10条 委託者及びCER Iは、やむを得ない事情によって個別契約の履行が困難な事態が生じたときは、相手方と協議の上、その同意を得て、<u>個別契約</u>を変更又は解約することができるものとします。 2. 本業務の中止・解約に際しては、それまでに要した費用について、両者間で協議の上、その措置を決定するものとします。
不可抗力	（不可抗力） 第11条 天災地変その他CER Iの責めに帰することのできない事由により本業務の遂行が困難になった場合は、両者間で協議の上、その措置を決定するものとします。	（不可抗力） 第11条 天災地変その他CER Iの責に帰することのできない事由により本業務の遂行が困難になった場合は、両者間で協議の上、その措置を決定するものとします。
協議事項	（協議事項） 第12条 本約款に定めのない事項又は本約款の各条項の解釈に疑義が発生したときは、両者誠意をもって協議の上、これを解決するものとします。	（協議事項） 第12条 本約款に定めのない事項又は本約款の各条項の解釈に疑義が発生したときは、両者誠意をもって協議の上、これを解決するものとします。
有効期間及び残存条項	（有効期間及び残存条項） 第13条 本約款による契約の有効期間は、<u>別段の合意がない限り、契約成立の日から、第7条における報告書等の提出日までとします。ただし、第3条1項1号のただし書による場合は、本業務の委託料の支払いが完了した日までとします。</u> 2. 前項の規定にかかわらず、第4条の規定は本約款の有効期間終了後3年間、<u>第7条5項、第7条の2、第9条並びに第17条</u>の規定は本約款の有効期間終了後も有効に存続します。	（有効期間） 第13条 本約款の有効期間は、<u>個別契約</u>成立の日から、第7条における報告書提出日までとします。 2. 前項の規定にかかわらず、第4条の規定は本約款の有効期間終了後3年間、第9条の規定は本約款の有効期間終了後も有効に存続します。

化学物質評価研究機構約款の新旧条文対照表

反社会的 勢力の排 除	<u>（反社会的勢力の排除）</u> 第14条 委託者及びCERIは、反社会的勢力について次の各号のとおり表明し、将来にわたってこれらを確認します。 <u>（1）反社会的勢力による不当要求に対し、組織全体として対応する。</u> <u>（2）反社会的勢力による要求に対する役職員の安全を確保する。</u> <u>（3）反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察等の外部専門機関と緊密な連携関係を構築する。</u> <u>（4）反社会的勢力とは取引関係を含めて、一切の関係を持たず、また反社会的勢力による不当要求は拒絶する。</u> <u>（5）反社会的勢力による不当要求に対しては、民事・刑事の両面から法的対応をする。</u> <u>（6）反社会的勢力による不当要求が、事業活動上の不祥事や役職員の不祥事を理由とする場合であっても、事案を隠ぺいするのための裏取引を絶対に行わない。</u> <u>（7）反社会的勢力への資金提供は、絶対に行わない。</u> <u>（8）取引先等の調査には細心の注意を払うとともに、万一それらの取引が事後に判明した場合は、直ちに関係を解消する。</u> <u>2. 委託者又はCERIは、相手方が前項各号のいずれかに違反した場合は、何らの催告なく直ちに契約を含む委託者とCERI間のすべての契約を解除することができます。</u> <u>3. 委託者又はCERIは、前項に基づき契約を解除した場合、解除により被った損害の賠償を相手方に対し請求することができます。また、前項に基づき契約を解除された当事者は、当該解除により損害が生じたとしても、相手方に損害賠償を請求することができません。</u>	
個人情報 の取扱い	<u>（個人情報の取扱い）</u> 第15条 委託者の個人情報は、事業活動及びサービス提供（業務案内、機関誌の発行、メールマガジンの配信など）とこれに付随する業務を行う目的以外には利用しません。CERIの個人情報の取扱いについては、個人情報保護方針(https://www.cerij.or.jp/info/privacy.html)によるものとします。	
約款の変 更	<u>（約款の変更）</u> 第16条 CERIは、CERIの裁量により、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲で本約款を変更することができます。 <u>2. CERIは前項による本約款の変更にあたり、変更後の本約款の発効日の30日前までに、本約款を変更する旨及び変更後の本約款の内容とその発効日をCERIのwebサイト(https://www.cerij.or.jp/)に掲示します。</u>	
準拠法及 び合意管 轄	<u>（準拠法及び合意管轄）</u> 第17条 本約款は日本国法に準拠し、日本国法に従って解釈されるものとします。本約款に係る一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。	
制定日又 は変更日	以上（ <u>2026.10.1</u> ）	以上（ <u>2010.4.1</u> ）

化学物質評価研究機構約款

本約款は、一般財団法人化学物質評価研究機構（以下「CERI」という。）が委託者から受託する試験・検査・分析・測定・解析・評価・調査・校正及びコンサルティング（以下「本業務」という。）を遂行するために必要な、委託者とCERIとの基本的な合意事項です。

（適用）

- 第1条 委託者及びCERIは、第2条によって成立した本約款（本約款に関係した個別契約を含む）による契約に従って本業務を履行するものとします。
2. 前項の場合において、個別契約の定めが本約款の定めるところと相違する場合は、その部分に限り、個別契約の定めが優先されるものとします。

（契約の成立）

- 第2条 本業務の委受託に関する契約は、次の各号のいずれかに該当した場合に成立するものとします。
- (1) 委託者からの書面又は電子メール等による申込（CERI所定の試験依頼書等）に対し、CERIがこれを書面又は電子メールにより承諾したとき
 - (2) 校正業務において委託者からの書面又は電子メールによる申込（CERI所定の試験依頼書等）を受けたとき（ただし、正当な理由がある場合を除く）
 - (3) 委託者とCERIとの間で書面又は電子署名を付した電磁的記録により契約書を作成・締結したとき

（支払）

- 第3条 本業務の委託料の支払は、別段の合意がない限り、以下のとおりとします。
- (1) 支払条件：前金（委託料の支払完了がCERIの業務開始の条件となる）とし、契約成立後直ちに支払うものとする。ただし、委託者が継続的に業務を依頼している場合は、この限りではない。この場合、本業務終了後速やかに全額を支払うものとする。
 - (2) 支払方法：原則としてCERIの指定する銀行口座に振り込むものとする。振込手数料は、委託者の負担とする。

（秘密保持）

- 第4条 CERIは、本業務の内容、結果及び委託者から開示された技術情報（試料を含む）のうち秘密と指定された事項（口頭開示の場合は、開示後30日以内に委託者の秘密である旨及びその内容を書面又は電子メールでCERIに通知されたものに限る）に関して秘密を厳守し、委託者の書面又は電子メールによる事前の同意なしには、これらを本業務以外の目的には使用せず、かつ第三者に開示又は漏えいしないものとします。ただし、次の各号のいずれかに該当するものはこの限りではありません。
- (1) 委託者から開示を受けた際、既に公知又は公用となっていたもの
 - (2) 委託者から開示を受けた際、既に自ら保有していたことを立証しうるもの
 - (3) 委託者から開示を受けた後に、CERIの責によらないで公知又は公用となったもの
 - (4) CERIが正当な権利を有する第三者から合法的にかつ秘密保持義務を負うことなく入手したもの
 - (5) CERIが独自に開発したことを立証しうるもの
2. 本条第1項の規定にかかわらず、CERIは委託者の事前承認を得て、本業務の全部又は一部を第三者に再委託するときは、再委託に必要な技術情報を当該委託先に開示できます。ただし、CERIは、当該再委託先に対して、CERIが前項の規定に基づき負担する義務と同様の義務を負担させるものとします。

（試料・情報等の提供）

- 第5条 委託者は、定められた期日までに、本業務に必要な試料、技術情報及び資料をCERIに無償で提供するものとします。
2. 委託者から試料等の特別な取扱い、保存条件等の指定がなく、これを原因として事故が発生した場合は、その責は全て委託者が負うものとします。

（終了後の措置）

- 第6条 CERIは、本業務終了後速やかに、試料及び返還を条件に提供を受けた技術情報を委託者に返還します。ただし、あらかじめ両者間で処分方法を取り決めた場合は、その方法によるものとします。

（報告書等）

- 第7条 CERIは、定められた期日までに本業務の結果を報告書、証明書等（以下「報告書等」という。）として作成し、委託者に提出するものとします。なお、報告書等の提出をもって本業務の終了とします。
2. CERIは、報告書等の写しを控え（電磁的記録を含む）として作成し、別段の定めがない限り、報告書等の提出後3年間保管し、その他本業務に関する記録等は報告書等の提出後1年間保管するものとします。
3. 前2項の規定にかかわらず、化学物質安全センターを窓口として実施するGLP試験業務及び安全性評価技術研究所の信頼性保証対応業務については、報告書等の写しを委託者に提出するものとし、別段の定めがない限り、化学物質安全センターを窓口として実施するGLP試験業務は適用GLPに定める期間、安全性評価技術研究所の信頼性保証対応業務は本業務の終了後3年間、報告書等を保管するものとします。
4. 報告書等の提出は書面によるものは郵便等、電磁的記録によるものは電子メール等により行います。
5. 委託者は、報告書等をカタログ、インターネット等で公表する場合には、事前にCERIの書面又は電子メール等による承認を得るものとします。

（知的財産権等の帰属）

- 第7条の2 本業務の実施に基づく報告書等の著作権は、別段の合意がない限り、CERIに帰属します。本業務の実施に基づく発明、考案、意匠等の成果について、特許出願、実用新案登録出願、意匠登録出願等の出願を希望する場合には、相手方にその旨を通知して協議の上、必要な場合には別途契約を締結するものとします。

（責任）

- 第8条 CERIは、本業務に関してCERIの責めに帰すべき事由によって委託者に損害を与えたときは、CERIは委託者と協議の上、次のいずれかの方法により必要な補償をします。
- (1) CERIの費用負担のもとに本業務をやり直す。
 - (2) 委託者から支払われた委託料を限度として委託者が被った損害を賠償する。
2. 前項に関する請求権の行使可能期間は、本約款の有効期間終了後1年以内とします。

（結果の利用等）

- 第9条 委託者が本業務の結果を利用することにより生じた損害については、CERIは一切責任を負わないものとします。
2. CERIの責めに帰すべき事由がない限り、CERIは本業務の結果が、第三者の知的財産権に抵触しないことを保証しません。

(契約の変更・解約)

- 第 10 条 委託者及び CERI は、やむを得ない事情によって契約の履行が困難な事態が生じたときは、相手方と協議の上、その同意を得て、契約を変更又は解約することができるものとします。
2. 本業務の中止・解約に際しては、それまでに要した費用について、両者間で協議の上、その措置を決定するものとします。

(不可抗力)

- 第 11 条 天災地変その他 CERI の責めに帰することのできない事由により本業務の遂行が困難になった場合は、両者間で協議の上、その措置を決定するものとします。

(協議事項)

- 第 12 条 本約款に定めのない事項又は本約款の各条項の解釈に疑義が発生したときは、両者誠意をもって協議の上、これを解決するものとします。

(有効期間及び残存条項)

- 第 13 条 本約款による契約の有効期間は、別段の合意がない限り、契約成立の日から、第 7 条における報告書等の提出日までとします。ただし、第 3 条 1 項 1 号のただし書による場合は、本業務の委託料の支払いが完了した日までとします。
2. 前項の規定にかかわらず、第 4 条の規定は本約款の有効期間終了後 3 年間、第 7 条 5 項、第 7 条の 2、第 9 条並びに第 17 条の規定は本約款の有効期間終了後も有効に存続します。

(反社会的勢力の排除)

- 第 14 条 委託者及び CERI は、反社会的勢力について次の各号のとおり表明し、将来にわたってこれらを確約します。
- (1) 反社会的勢力による不当要求に対し、組織全体として対応する。
 - (2) 反社会的勢力による要求に対する役職員の安全を確保する。
 - (3) 反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察等の外部専門機関と緊密な連携関係を構築する。
 - (4) 反社会的勢力とは取引関係を含めて、一切の関係を持たず、また反社会的勢力による不当要求は拒絶する。
 - (5) 反社会的勢力による不当要求に対しては、民事・刑事の両面から法的対応をする。
 - (6) 反社会的勢力による不当要求が、事業活動上の不祥事や役職員の不祥事を理由とする場合であっても、事案を隠ぺいするための裏取引を絶対に行わない。
 - (7) 反社会的勢力への資金提供は、絶対に行わない。
 - (8) 取引先等の調査には細心の注意を払うとともに、万一これらの取引が事後に判明した場合は、直ちに関係を解消する。
2. 委託者又は CERI は、相手方が前項各号のいずれかに違反した場合は、何らの催告なく直ちに契約を含む委託者と CERI 間のすべての契約を解除することができます。
3. 委託者又は CERI は、前項に基づき契約を解除した場合、解除により被った損害の賠償を相手方に対し請求することができます。また、前項に基づき契約を解除された当事者は、当該解除により損害が生じたとしても、相手方に損害賠償を請求することができません。

(個人情報の取扱い)

- 第 15 条 委託者の個人情報は、事業活動及びサービス提供（業務案内、機関誌の発行、メールマガジンの配信など）とこれに付随する業務を行う目的以外には利用しません。CERI の個人情報の取扱いについては、個人情報保護方針 (<https://www.cerij.or.jp/info/privacy.html>) によるものとします。

(約款の変更)

- 第 16 条 CERI は、CERI の裁量により、変更前の利用目的と関連性

を有すると合理的に認められる範囲で本約款を変更することができます。

2. CERI は前項による本約款の変更にあたり、変更後の本約款の発効日の 30 日前までに、本約款を変更する旨及び変更後の本約款の内容とその発効日を CERI の web サイト (<https://www.cerij.or.jp/>) に掲示します。

(準拠法及び合意管轄)

- 第 17 条 本約款は日本国法に準拠し、日本国法に従って解釈されるものとします。本約款に係る一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上 (2026. 10. 1)